岩手県告示第 507 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成19年6月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	光
有限会社橋本薬局	盛岡市門一丁目5番50号	ドラッグトマト上田薬局	盛岡市上田一丁目3番26号	平成15年5月31日